

長崎県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】

長崎県教育委員会

令和5年3月

- 少子化が進行する中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、部活動の地域移行を契機に、教育委員会のみならず関係機関・団体や地域と連携を図り、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化芸術環境を構築していくことが必要。
- 令和4年12月 国が「総合的なガイドライン」を策定したことを受け、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」及び「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を統合した上で本県の方針を策定。
- 引き続き、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方に加えて、新たな地域クラブ活動の運営体制や取組内容について、県の考え方を提示。

I 学校部活動

学校部活動は、教育課程外の学校教育の一環としての位置づけ。

(概要)

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者を確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- 休養日 週あたり2日以上以上の休養日(平日1日、週休日1日以上)
※家庭の日(第3日曜日)を休養日に位置づける。
- 活動時間 平日2時間程度、休業日は3時間程度
※振替の具体例を記載
- 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- 適正な部活動数、合同練習など持続可能な部活動の在り方
- 学校部活動の地域連携によるスポーツ・文化芸術活動の推進

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に向けて、関係者が段階的・計画的に取り組むために、その方向性を示す。

(概要)

- まずは休日における地域移行の環境整備を行う
- 平日の地域移行については、できるところから取り組み、休日の取組の状況等を検証し、改革を進める
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- しま地区や半島地域など地域の実情に応じた地域移行の在り方
- 県及び市町は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

II 新たな地域クラブ活動

地域スポーツ・文化芸術活動は、学校教育活動外の社会教育法上の社会教育の一環としての位置づけ。

(概要)

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導を希望する教員の円滑な兼職兼業の在り方
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 休養日 週あたり2日以上以上の休養日
(休日のみ実施する場合は、土・日いずれか1日)
※家庭の日(第3日曜日)を休養日に位置づける。
- 活動時間 平日2時間程度、休業日は3時間程度
※振替の具体例を記載
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

IV 大会等の在り方の見直し

地域クラブ活動の実施に伴い、今後の大会等の在り方について方向性を示す。

(概要)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- 令和5年度からの長崎県中学校総合体育大会の在り方について示す
- 県及び市町の大会等に対する支援の在り方について示す
- 大会等への引率、大会運営の方向性について示す
- 大会参加の在り方(開催回数^①の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

※アンダーラインについては、県の実情に応じた内容